

移動・外出支援ガイドブック

2024年版



老後の生活
も安心ね♪



今後ますます
移動のニーズ
が高くなる！



移動・外出ニーズが高まる背景

- ・近代化、都市化の影響により地域のコミュニティが希薄になってきている。
- ・生活スタイル、家族構成の変化により高齢独居世帯、老夫婦世帯が増加。
- ・高齢化率の上昇（R6.4時点27.8%）に伴う免許返納による移動困難者の増加。
- ・商店の大型化（広い圏域）に伴い、小規模な地域の商店が閉店していく。

...etc



移動・外出支援ってどんな種類があるの？

高齢者を取り巻く移動手段の関係

運輸支局



【交通空白地有償運送】

交通が不便な地域の住民を対象に車を使って送迎。



地域公共交通会議・運営協議会などで協議が必要！

【福祉有償運送】

障がい者や要介護者等を対象に車で1対1で送迎。

公共交通



介護保険や
障害福祉サービス



許可・登録不要



【許可・登録不要の運送】について

公共交通や自家用有償運送だけでは地域の移動問題を解決できないため、通達「許可又は登録を要しない運送」に基づき「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」を公開するなど、国土交通省は柔軟な運用を図っています。

次ページから詳しく解説

登録、許可を要しない移動・外出支援について

地域の移動困難者に対する移動・外出支援を検討し、安定して継続していくために料金、謝礼などを設定する場合、道路運送法で認められる類型に沿って検討する必要があります。

①換金性が低い物での謝礼



- ・ 自宅でとれたお野菜。
- ・ 地域通貨（換金性が低い物）
- ・ 時間チケット、点数など
- ・ サービス預託（引き換え）等

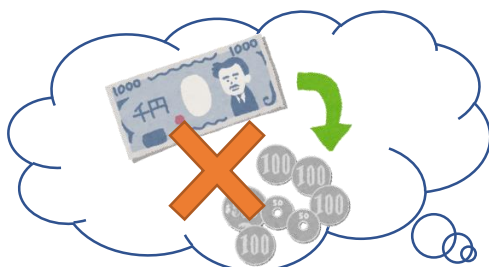
②ガソリン代等の実費のみ



- ・ 距離 ÷ 燃費（自動車により） × ガソリン単価 = 燃料費
- ・ 高速料金、駐車場代等の実費
- ※複数人の場合、その合計が上記の額を超えないこと。
- ・ 送迎サービス専用自動車保険の費用（※R6/3通達）

③自発的な「任意の謝礼」

- ・ 利用者から自発的に任意の謝礼で金銭が支払われた場合
- ・ 実費のみを受け取るが「おつりは要らない」と言われる
- ※事前に対価の支払いが明示されていない。料金表がない事。



④本人の所有する車両を使用

- ・ 利用者の所有する車を使用する場合は「運送行為」には当たらないため、報酬が支払われていても法的な問題はない。

困ったときはいつでも声をかけてくださいね。



※事故が起きた場合などは利用者の自動車保険を使うことになります。

免許返納で乗れなくなっちゃったのよ。助かるわ。

⑤ 「運送の対価」が生じないケース

◆家事や身辺援助のサービスが中心であり、その一環として車によるサービスを行う場合。

付き添い、乗り降り介助

送迎

乗り降り・家事援助（片付け）

<例>



有償

無償

有償

R6.3通達

燃料代・移動
サービス保険
など実費も可

◆家事や身辺援助と一体的に提供し、運送の対価が生じない。



=



=



+

R6.3通達

燃料代・移動
サービス保険
など実費も可

これなら**運転が苦手**な私も一緒にお手伝いできそうね！

◆自治会・町内会、マンション管理組合など**地縁団体の活動**として**会費**で行う運送

※送迎サービス利用の有無
で会費が異なるとNG



利用する人



利用しない人

R6.3.1通達

燃料代・移動
サービス保険
など実費も可



保険は要
チェック



お互いの安心のために

移動・外出支援を始めるうえで、一番心配なことは「何か(事故、怪我など)あったらどうしよう?」でしょう。

それは運転ボランティアはもちろん、利用する人も同じです。万が一に備えて、仕組みや保険など考えましょう。

① 申込書、同意書などによる合意



- ・ 移送中、付き添い中の事故や損害について保険以上の責任を負わない事。
- ・ これに同意し、利用する旨に記名、押印。

※法的な効力はありませんが、お互いの安心の為に作成されている所が多いです。

② 保険で万が一に備える

【自動車にかかっている任意保険を確認】

運転者、同乗者、人身傷害、車両保険など備わっていますか?

【福祉サービス総合補償】

年間活動者数 × 17円

(例:週1回3人が活動)

3人 × 52週 × 17円 = 2,652円/年

※個人での加入はできず、団体加入のみ。

※移送中は補償外!

乗車時間外の介助者、
利用者の怪我を補償。



【送迎サービス補償】

※利用者の怪我を補償。(介助者は補償外)

○ Aプラン(利用者特定) 利用者**1名**につき**20円/1日**

(例:週1回) 1人 × 52週(1年) × 20円 = **1,040円/年**

※移送中だけでなく、自宅、外出先での怪我也保障。

○ Bプラン(車両特定) 乗車定員**1名**につき**2,000円/年**

※保障の対象は車の搭乗中に限る。



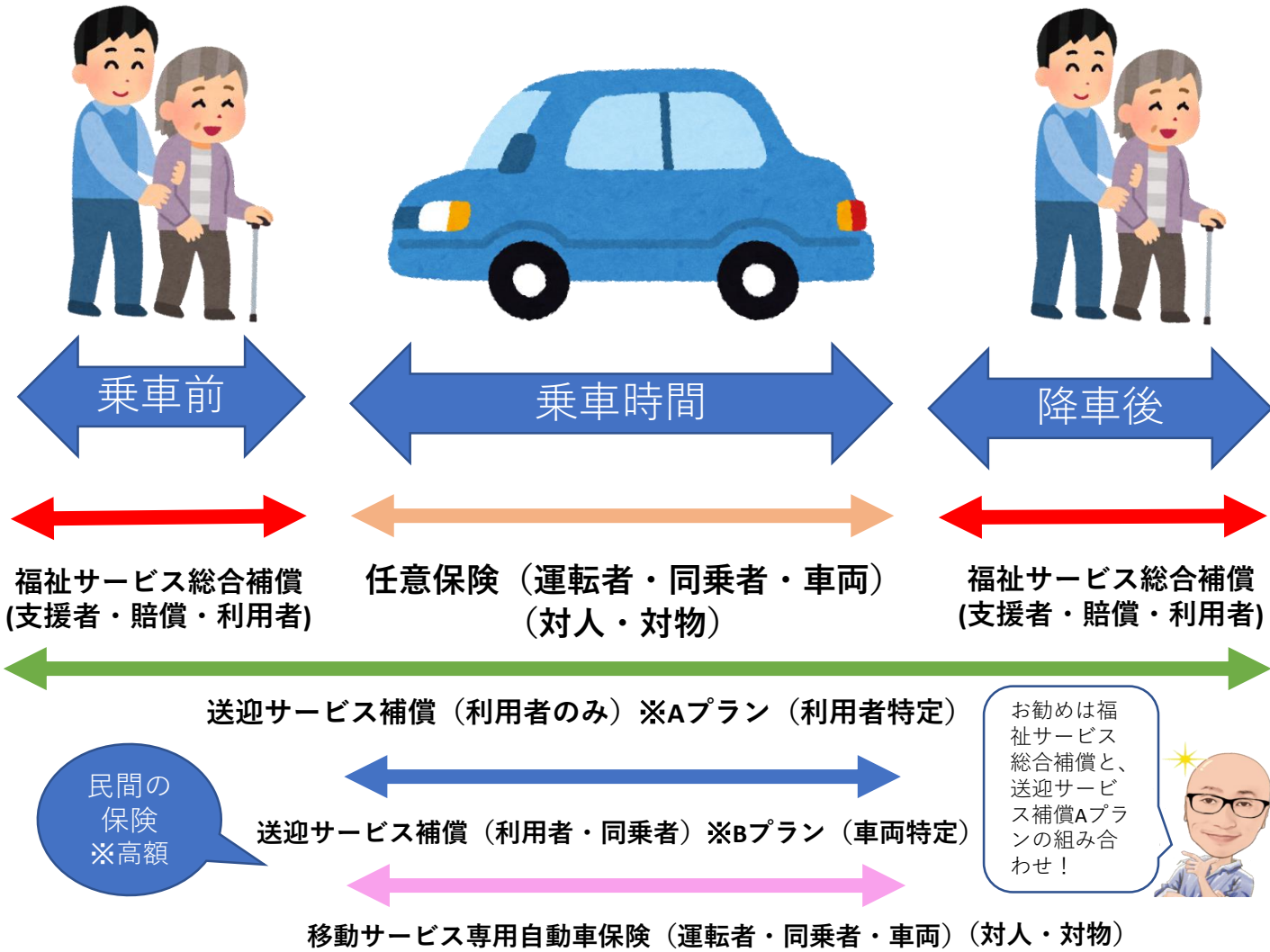
福祉サービス総合補償の詳細

送迎サービス補償の詳細



一長一短のある保険も組み合わせることで安心に！

※自分たちの活動に必要な保険を検討し、組み合わせを考えます。



③目的地、エリアを決めて実施

○普段の生活圈、日常生活の範囲を踏まえて目的地や、エリア(範囲)を決めておくことで事故のリスクを軽減しましょう。

【例】・葛城市内 ・葛城市の隣接 ・半径〇km以内 等

※「まだ自信がない」「少しずつ始めたい」という場合は身近なエリアから徐々に広げることも可能です。

大字・自治会域

- ・公民館活動への参加
- ・友人宅への訪問 等



市内

- ・近隣のスーパー
- ・開業医の受診
- ・お墓参り 等



近隣市町村

- ・ショッピングセンター
- ・総合病院 等



低

リスク

高

リスク

【会員制のグループ】

- ・ 運転者、利用者もすべて会員登録することで、ある程度の利用の見込みや事前のニーズ把握などが可能です。
- ・ また、活動を通して「顔なじみ」の関係が広がり、地域のつながり、コミュニティがひろがります。

★住民有志のグループのメリット

- ・ フットワークが軽く行動し易い
- ・ トライ＆エラーで軌道修正（柔軟性）
- ・ 少人数で意見がまとまりやすい
- ・ 任期がないため継続性が高い！

【既存の団体、グループを母体にする】

- ・ サロン、老人会、自治会、仲良しグループなど、既存の集まりはすでに「顔なじみ」の関係ができています。
- ・ お互いの声をかけやすく、利用する人もハードルが低くなります。
- ・ 活動の周知などがスムーズに行えることもメリットです。



★大字・自治会、既存団体が主体のメリット

- ・ 住民からの理解が得られやすい
 - ・ 民生委員、老人会など協力を得やすい
- ※デメリット：意見がまとまりにくい。任期があり継続しづらい。等

⑤ ボランティア講座・安全運転講習等を受講

○NPO法人全国移動ネットや関西STS、教習所へ講習会等を依頼し、運転や付添い介助のスキルを習得する。

都心部で開催される2日間の講習で福祉有償運送の運転資格を取得できるものや、社協が企画する移動外出支援ボランティア養成講座など受講することで、活動に自信をつけることができます。

※活動開始するにあたり受講の有無は関係ありません。受講はあくまで任意です。



活動者への謝礼について（例）

ケース①



活動者への謝礼

送迎の有無によらず**同じ金額**

運営費

保険料、消耗品、資機材費などに充当

ケース②



実費分を支給

送迎を行った際の距離に応じたガソリン代等
20円/1km ※例：往復15km×20円＝300円

↑ ※奈良県例規集（車賃）と同額

運営費

保険料、消耗品、資機材費などに充当

移動・外出支援を始めるまでの流れ

①仲間を集める

最初は少なくとも良いですが、できれば2～3人以上の協力者を探す。

②勉強会の実施

支えあいや移動支援について学ぶ。

※生活支援コーディネーターの無料出前講座を活用ください！

③情報収集

地域内の移動に困っている人がどのくらいいるか、将来的に困る人も含めて把握。(出来る限り具体的に)

④仕組みを検討

このガイドブックを参考に、地域にあった仕組みを検討しましょう。



打合せ・仕組みづくり・書類整備・活動開始・助成金...etc
生活支援コーディネーターがご相談に乗ります！お気軽にお声かけ下さい♪



⑤テスト運行

お試しで一度運行すると、仕組みの問題や注意点などよくわかります。

⑥安全運転講習(任意)

※役割分担など最終確認！

⑦正式にスタート



有償ボランティア：もしもの対応マニュアル

移動・外出支援

サービス提供中に事故が発生したら！？



自動車の事故

※乗車中の事故

初動対応

- | | | |
|-----------------|---|--------------------|
| ①同乗者、相手などケガ人の救護 | → | 119番（救急車要請） |
| ②車両など安全な場所へ移動 | → | 二次災害を防止 |
| ③警察に事故発生のお知らせ | → | たかだ警察：0745-22-0110 |
| ④相手の情報確認、連絡先交換 | → | 免許証や保険会社、連絡先 |
| ⑤加入している保険会社へ連絡 | → | 【 】 |

→ 状況が落ち着けば、社会福祉協議会（0745-48-3373）まで事故報告（30日以内）

送迎サービス補償

（Aプラン）※詳細はパンフレット又はホームページを参照

・利用者さんの「通院」「入院」「手術」「後遺障害」「死亡」が対象

※運転手のケガ、相手に対する賠償は対象外。加入されている任意保険で対応

？ いつもの車が車検や故障中など、代車の場合はどうなるの？

Aプランは「利用者」特定なので、代車でもOKです

利用者のケガ

※乗車中以外の事故

車までの移動、乗り降り、買い物や通院の付き添い中（管理下中）が対象
自動車を使用しない移動支援サービス（徒歩、バス等を使用）も対象



対象外のケース

- ・介助者が運転席におり、利用者一人での乗車時、降車時に転倒した
- ・降車まで介助していたが、付き添いをしていない店内、病院内でケガをした
- ・脳疾患、疾病、心神喪失などが原因である場合
- ・地震などの災害によるケガ

等

生活支援



福祉サービス総合補償

※事故発生から30日以内に社会福祉協議会まで！

活動場所への往復経路でのケガ

- ・徒歩、自転車、自動車など手段に関わらず**対象**となる（※通常経路）
- ※自動車に起因する賠償（ケガをさせた、物を壊した）は**対象外**

活動中のケガ

- ・活動中にハサミ、バリカン等で手足をケガした
- ・足を踏み外して転倒した 骨折した
- ・屋外活動中に熱中症になった

等

※通院、入院、手術、後遺障害、死亡に対して補償されます
※脳疾患、疾病、心神喪失、地震などの天災によるものは対象外



賠償責任の保障

- ・活動中に利用者宅の家財を破損、または紛失してしまった
- ・介助中にあやまって利用者へケガを負わせてしまった
- ・利用者から預かった金品を紛失してしまった（警察への届出が必要）
- ・プライバシーの侵害、人権侵害などで法律上の賠償責任を負った

等



安心して暮らせる地域づくりを応援します！

地域の中で移動、交通手段の問題は真っ先に出てきますが、道路運送法など法律関係などが煩雑で解りづらく、すぐに解決することが難しい問題とされています。

しかし、公共交通や自家用有償運送だけでは地域の移動の問題を解決できないため、通達「許可又は登録を要しない運送」に基づき「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」を公開するなど、国土交通省は柔軟な運用を図っています。

このガイドブックはそれらに基づき作成していますが、各運輸支局による判断が異なる場合もあるため、事前に確認を行うことも必要です。

移動・外出支援を始めたい！と思ったら、その仕組みづくりの相談や、運輸局、他の団体との調整など生活支援コーディネーターがお手伝いします！まずは、お気軽にご相談ください。



市内各所で支え合いが広がっています♪(*^_^*)

東和苑ささえ愛会
が奈良テレビで
紹介されました



せんとくん通信 葛城市



葛城市社会福祉協議会
生活支援コーディネーター
田口・上田

0745-48-3373



田口



上田